第七章　電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等・法第百三十二条の十）

第五十二条の九　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項に規定する方法によってする申立て等（以下「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をしようとする者は、当該電子申立て等をする者に係る当事者等識別符号及び暗証符号を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、数人が共同して電子申立て等をする場合には、同項の規定による入力をする者（以下この項及び第五十二条の十一（氏名又は名称を明らかにする措置）第二項において「入力者」という。）以外の者は、前項の規定による入力に代えて、当該入力者以外の者が入力者と共同して電子申立て等を行う旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る当事者等識別符号を、当該入力者の使用に係る電子計算機から記録させるものとする。

4　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織）

第五十二条の十　次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一　法第九十一条の二（電磁的訴訟記録の閲覧等）第二項（法第百三十二条の七（事件の記録の閲覧等）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の二第二項の規定による複写の請求

二　法第九十一条の二第三項（法第百三十二条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の二第三項の規定による電磁的記録の提供の請求

三　法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）（法第百三十二条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の三の規定による電磁的記録の提供の請求

四　法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項　同項の説明

五　法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第三項　同項の調査結果の報告又は意見の陳述

六　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項　電子申立て等

七　法第百五十一条（釈明処分）第二項　同項の電磁的記録の提出

八　法第二百五条（尋問に代わる書面の提出）第二項（法第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第二百五条第二項の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録

九　法第二百十五条（鑑定人の陳述の方式等）第二項（法第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第二百十五条第二項の規定による意見の陳述

［新設］